

# 広瀬川の清流を守る条例施行規則実施要領

(平成7年3月31日 環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、広瀬川の清流を守る条例施行規則（昭和51年仙台市規則第26号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第1条の2 この要領において使用する用語は、広瀬川の清流を守る条例（昭和49年仙台市条例第39号。以下「条例」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(保全用地)

第2条 規則第14条第1号ハ(1)、第3号ハ(1)及び第4号イの規定による河川に接する土地に係る保全用地は、当該敷地の河岸線に接して平行に2メートル以上の幅を確保するもの及びこれに連続して存するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該工作物の敷地内に存する木竹等であって、良好な自然環境を形成していると認められるものを保全するため当該木竹等の存する部分を保全用地に含める場合
- 二 当該工作物の敷地が、著しく不整形である場合その他土地利用上やむを得ないと認められる場合

2 規則第14条第1号ハ(1)、第3号ハ(1)及び第4号イに規定する市長が別に定める率は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 当該工作物の敷地の著しい不整形その他の理由により土地利用上やむを得ないと認められる場合にあつては、壁面、屋上又は人工地盤上に設けた緑地を規則第14条第1号ハ(1)、第3号ハ(1)及び第4号イの規定による保全用地とみなすことができる。ただし、当該保全用地に占める割合は2分の1を限度とする。

4 前項の規定の適用を受けようとする者は、条例第9条第1項の許可の申請の前に、そのやむを得ない事由を記載した書面を提出するとともに、その内容に関し本市と協議するものとする。

5 規則第14条第1号ハ(1)(イ)、第3号ハ(1)(イ)及び第4号イ(1)の規定の適用を受けようとする者は、条例第9条第1項の許可の申請の前に、敷地状況を明らかにする書面を提出するとともに、その内容に関し本市と協議するものとする。

(建築物の建蔽率、工作物の高さ)

第2条の2 規則第14条第1号ハ(2)ただし書及び(3)ただし書の規定の適用を受けようとする者は、条例第9条第1項の許可の申請の前に、当該新築に係る計画書を提出するとともに、その内容に関し本市と協議するものとする。

(木竹の伐採)

第3条 規則第14条第7号ロ及びハの基準に適合しているものとして許可を受けようとする者は、条例第9条第1項の許可の申請の前に、当該措置に係る計画書を提出するとともに、その内容に関し本市と協議するものとする。

(工作物の色彩)

第4条 規則第14条第1号ハ(4)、第2号ロ、第3号ハ(5)、第4号ハ及び第8号の規定の適用については、当該工作物の屋根その他これに類するものはその平面、外壁その他これに類するものはその各立面において、規則別表第2に定める色彩の面積の割合が10分の9以上であることをもって基準に適合しているものとする。

2 前項において、当該工作物の色彩に次の各号のいずれかに該当するものが使用されている場合は、規則別表第2に定める基準に適合しているものとみなす。

- 一 伝統的に工作物又はその意匠に用いられる色彩
- 二 一般的に用いられる建築資材固有の色彩

(許可申請書等の様式及び添付図書)

第5条 規則第11条第1項に規定する環境保全区域内行為許可申請書の様式は、別記様式1号から別記様式5号までによる。

2 規則第11条第2項に規定する環境保全区域内行為許可通知書及び環境保全区域内行為不許可通知書の様式は、それぞれ別記様式6号から別記様式8号まで及び別記様式9号から別記様式11号までによる。

3 規則第16条第1項に規定する工場等排水許可申請書並びに同条第2項に規定する工場等排水許可通知書及び工場等排水不許可通知書の様式は、それぞれ別記様式12号並びに別記様式13号及び別記様式14号による。

4 規則第17条第1項に規定する完了検査申請書の様式は、別記様式15号による。

5 規則第17条第2項に規定する完了検査済証の様式は、別記様式16号による。

6 規則第18条に規定する排水処理施設使用廃止届出書の様式は、別記様式17号による。

7 規則第19条に規定する氏名等変更届出書の様式は、別記様式18号による。

8 規則第20条に規定する承継届出書の様式は、別記様式19号による。

9 第1項の環境保全区域内行為許可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添附するものとする。

- (1) 行為地の位置を明らかにした図面（縮尺1万分の1以上）
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした図面及びカラー写真
- (3) その他市長が必要と認める書類又は図面

(許可申請書等の提出部数)

第6条 前条に規定する書類のうち、次の各号に掲げる提出を要する書類の提出部数は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 環境保全区域内行為許可申請書 2部
- (2) 工場等排水許可申請書 2部

- (3) 完了検査申請書 1部
- (4) 排水処理施設使用廃止届出書 1部
- (5) 氏名等変更届出書 1部
- (6) 承継届出書 1部

(標準処理期間)

第7条 次の各号に掲げる申請に対する処分に係る標準処理期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 条例第9条第1項の許可の申請（規則第11条第1項） 10日（閉庁日を含めない。）
- 二 条例第12条第1項の許可の申請（規則第16条第1項） 60日

附 則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

（実施細目から取扱要領、様式新設）

附 則（平成12、3・改正）

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

（取扱要領から実施要領、空地、色彩、伐採等の規制の緩和、様式変更等）

附 則（平成13、9・改正）

この要領は、平成13年10月1日から実施する。

（環境保全区域拡大に伴う規制の緩和、別表第一）

附 則（平成23、11・改正）

この要領は、平成23年11月15日から実施する。

（空地確保の緩和規定が適用される条件を追加）

附 則（平成30、3・改正）

（施行期日）

1 この要領は、平成30年7月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の、第2条、第2条の2、第3条、及び第4条の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請（同日前に受けた許可の変更の申請は除く）に係る許可について適用し、同日前になされた申請に係る許可及び同日前に受けた許可の変更の申請については、なお従前の例による。

（保全用地、建蔽率、高さ、伐採、色彩、別表第1の規定の変更）

附 則（令和元、9・改正）

この要領は、令和元年10月1日から実施する。

（標準処理期間を追加）

附 則（令和4、3・改正）

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

（押印廃止）

別表第1（第2条関係）

		保全用地の状態の種類				
		高木	中木	低木	地被類等による緑化部分・壁面に設けた緑地	裸地（植栽基盤）
保全用地の配置の種類	接河川部	3.0	2.4	2.1	1.1	1.0
	接道部・接公園部	2.3	1.8	1.6		
	一般部	1.7	1.3	1.2		

備考

- 一 「接河川部」とは、広瀬川の河岸線からの水平距離が4メートル以内の敷地の部分（緑化の状況が広瀬川から容易に見ることができる部分に限る。）をいう。
- 二 「接道部」とは、道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（同項第3号に規定する道を除き、同条第2項又は第4項の規定により同条第1項の道路とみなされる道を含む。）その他一般交通の用に供する場所（以下この号において「道路」という。）の境界線からの水平距離が4メートル以内の敷地の部分（緑化の状況が道路から容易に見ることができる部分に限る。接河川部を除く。）をいう。
- 三 「接公園部」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（以下この号において「公園」という。）の境界線からの水平距離が4メートル以内の敷地の部分（緑化の状況が公園から容易に見ることができる部分に限る。接河川部を除く。）をいう。
- 四 「一般部」とは、前3号のいずれにも該当しない部分をいう。
- 五 「高木」とは、通常の成木の樹高が3メートル以上であり、かつ、植栽時の樹高が2メートル以上である樹木をいう。
- 六 「中木」とは、通常の成木の樹高が1.5メートル以上であり、かつ、植栽時の樹高が1メートル以上である樹木をいう。
- 七 「低木」とは、前2号のいずれにも該当しない樹木をいう。
- 八 「地被類等による緑化部分」とは、次に掲げる部分をいう。
  - (1) ふじ棚その他の植物を棚仕立てにするものの存する部分
  - (2) 芝その他の地被植物の存する部分
  - (3) 花壇その他これに類するものの植物が生育するための土壌その他の資材で覆われる部分
  - (4) 敷地等に存する樹木、草花等の植物又は庭園と一体となって自然的環境を形成する水流、池その他これに類するもの
  - (5) プランターボックス、コンテナ等の容器による緑化部分
  - (6) 自然崖
- 九 「壁面に設けた緑地」とは、建築物の壁面を植物で覆う場合における植物等の存する部分をいう。
- 十 「裸地（植栽基盤）」とは、植物が生育するための土壌その他の資材で覆われる部分をいう。